

〈論文〉

公学校及び高等女学校の裁縫科で扱われた教材に関する一考察 —「台裁」に着目して—

滝澤佳奈枝

はじめに

台湾人女子教育が開始されたのは、1897年に台湾北部の士林に設けられた台湾総督府国語学校第一附属学校女子分教場（以下、女子分教場）においてであった。台湾総督府による女子教育開始当初、台湾人社会には、纏足の習慣をはじめ、女子に教育は不要である、女子の外出や男女同席を厭うといった清朝期から続く伝統的な習慣が息づいていた。女子教育については、家庭内で母親から裁縫や刺繍等を習うという形で行われていた。花嫁修業の一環として刺繍や裁縫は位置づけられており、出来不出来が嫁ぎ先での花嫁の評価にも関わっていた¹。このような状況の中で女子を学校に通わせるための手段として用いられたのが裁縫や刺繍、造花といった教科目であった。

日本統治期台湾の女子教育については、山本禮子や洪郁如、游鑑明等によって一定の蓄積がなされ、その全体像を把握することが可能となっている²。洪郁如は、1920年代後半から台湾に登場した「モダンガール」現象に着目しながら考察を行い、台湾人女性が着用する服装（伝統服・和服・洋服）を選択する際の要因を解き明かしている³。衣服は身に纏うだけではなく、学校教育の中で展開される裁縫科で扱われる教材でもあった。しかしながら、裁縫科で扱われた教材については明らかにされていない点が多いといえる。これまでも裁縫科について研究を進めてきたが、教材の連続性や相違点については取り上げるに至っていない⁴。裁縫科で扱われる衣服は、どのような基準により選択されていたのであろうか。本稿では、裁縫科の中でも台湾裁縫（以下、台裁）に着目し、教材の通史的な変遷を通して公学校と高等女学校の台裁で扱われた教材の連続性や相違点を明らかにすることを試みる⁵。

はじめに、制度面から公学校ならびに高等女学校における裁縫科について概観した後、公学校に関しては『台湾教育』に掲載された裁縫科の教授細目案をはじめ1930年代に発行された教科書類を、そして高等女学校に関しては台北州立台北第三高等女学校（以下、台北第三高女）の『創立満三十年記念誌』（1933年発行）並びに「台湾に於ける支那服教材 台北第三高女支那服科教諭張洪氏昨年先生述」（作成年月不詳）等を手がかりとしながら考察を行う。台裁は、台湾服を縫うだけではなく習得すべき技術も和裁とも洋裁とも異なっていた。縫ったものを解き仕立て直すことが可能な和裁とは異なり、台裁は「非常に緻密なもので、一枚の単衣に数日を費すものである。一旦作ったなら洋服同様仕立直しは絶対にしない」というものであった⁶。

本稿で用いる「台湾人」（以下「」省略）は、漢民族系の台湾人を対象とし、彼らが着用していた台湾在来の衣服を台湾服とする。引用箇所については原文に従った。

第1節 台湾人女子教育と裁縫科

本節における内容は、これまでに既に論じてきたところであり重複する箇所もあるが、公学校及び高等女学校の裁縫科について論じる上で重要な事柄であるため、再度『台湾教育沿革誌』、『創立満三十年記念誌』等に依拠しつつ叙述する⁷。

1. 「台湾教育令」公布前の台湾人女子教育と裁縫科

(1) 台湾総督府国語学校附属学校の場合

女子分教場は、1897年4月30日に制定された「台湾総督府国語学校第一附属学校分教場規則」（校達第6号、以下「女子分教場規則」）の第一条に「當場ハ本島ノ女子ニ手芸及ビ普通ノ学科ヲ授クル所トス」と定められ、修身、国語、習字、裁縫、編物、造花、唱歌の7つの教科目が教えられることになっていた。配当時間をみると週35時間の内26時間、つまり7割以上が裁縫・編物・造花にあてられていたことになる⁸。7歳以上14歳以下の乙組と15歳以上30歳までの甲組に分かれており、造花と編物は囑託の木原スマ（共立女子職業学校卒業）が担当し、裁縫は呉氏鳳が担当していた⁹。呉氏鳳は、台裁及び刺繡の名手として知られ、台湾人女子教育が開始された当初から約20年間にわたり台裁を担当していた人物である¹⁰。木原スマと呉氏鳳が招聘されるに至った経緯については、『八芝蘭公学校沿革誌』に記されている。1897年4月27日に「木原寿満子ニ教員ノ職務ヲ囑託ス」とあり、5月3日には「呉鳳ニ臨時傭ヲ命スレ木原寿満子ト同シク将ニ設立サルヘキ女子部ノ教員ニ充テガ為ナリ」とある。このことから、木原スマ並びに呉氏鳳の2名は、女子分教場の教員として招聘されたことが分かる¹¹。専門的な技能を有する女子教員の招聘は、女子児童生徒が集まりやすい環境を整えるためであったと考えられる。「女子分教場規則」には、裁縫で扱われる教材の種類が複数列記されており、編物や造花も同様であった。山本禮子は、「裁縫、編み物、造花で具体的に求められる作品は、当時の生活およびそこでの要望を反映している」と述べている¹²。

1898年に女子分教場は台湾総督府国語学校第三附属学校（以下、第三附属学校）へと改称し、修業年限6年の本科と3年の手芸科が設けられた。同年8月28日に「台湾総督府国語学校第三附属学校規程」（府令第86号、以下、「第三附属学校規程」）が發布された。その第2章本科及手芸科教授要旨及程度の第9条には、「裁縫ハ眼及手ヲ練習シテ本島ニ於ケル通常衣服ノ縫方裁方及之ニ附属スヘキ刺繡ニ習熟セシムル」ことが要旨として示され、教育内容については「初年ニ於テハ先ツ運針法ヨリ始メ簡易ナル衣服ノ縫方及刺繡ヲ授ケ漸ク進ミテハ通常衣服ノ縫方ヨリ練方裁方等ヲ授クヘシ」とされた¹³（傍線部は筆者による。以下、同様）。第9条に示された規定は、「女子分教場規則」とは異なり、裁縫科で扱われる具体的な教材の名称は示されていないが、「本島ニ於ケル通常衣服」が教材選択を行う際の基準であったことが分かる。「本島ニ於ケル」が付されることにより、教材として扱われる「通常ノ衣類」を特定の地域のものに限定するということが明示されているといえよう。『創立満三十年記念誌』によると、「第三附属学校規程」の草案には、同校の主事であった本田茂吉が携わり、裁縫や刺繡の授業が系統立てられていったことがうかがえる。本田は、東京女子高等師範学校附属小学校の裁縫、手工、同附属幼稚園園児の成績品等や熊本尚綱女学校の裁縫教授法を参酌しながら刺繡裁縫課程表を作成したと回顧している¹⁴。はじめに呉氏鳳に系統立てられた手順を教え、第三附属学校の裁縫教授細目を作らせたとのこ

とである¹⁵。本田の回想からもこの時期の裁縫は台裁を指していることがうかがえるため、「第三附属学校規程」に示された「本島ニ於ケル通常衣服」は台湾服を想定しているといえる¹⁶。第三附属学校の本科においても、裁縫が占める割合は他の教科目（修身、国語、読書、習字、算術、唱歌）よりも多くの時間が配当されていた¹⁷。裁縫は、従来私的な場である家庭で母親から娘へと教えられるものであり、決まった手順もなかったが、学校という公の場で統治者により手順が系統立てられたことにより、一斉授業による裁縫教授を可能にしていくことになる。

(2) 公学校の場合

1898年8月16日に発布された「台湾公学校規則」（府令第78号）により公学校が設けられるが、公学校の教育課程に裁縫が教科目として登場するのは1904年になってからのことである¹⁸。1899年7月28日に公学校における女子教育に関する内訓があり、同日発布された府令第84号には、「公学校ニ於テ女子教育ノ為別ニ教場ヲ設置スルトキハ其学科目教授ノ要旨及程度ハ明治三十一年八月府令第八十六号台湾総督府国語学校第三附属学校規程ニ準拠スベシ」と示された¹⁹。本田らが草案に関わった「第三附属学校規程」は、公学校で行われる女子教育の基準にもされていたのである。公学校に裁縫科が新設されるのは、1904年3月11日に「公学校規則改正」（府令第24号）が発布されてからのことである²⁰。当該公学校規則の第16条に裁縫科に関する規定が示され、第3学年では週27時間の内3時間、第4～第6学年では週28時間の内3時間が裁縫科に配当されていた²¹。第16条には、「第三附属学校規程」で用いられていた教材を特定の地域に限定する「本島ニ於ケル」という表現は見られず、「通常衣類」「通常ノ衣類」という表現へと変化している。

その後、1907年2月26日に「公学校規則中改正」（府令第5号）が発布され、修業年限6年の公学校では、第3学年と第4学年では週28時間の内3時間、第5学年と第6学年では週28時間の内4時間が裁縫科の時間として配当されている²²。1912年11月28日に発布された「公学校規則改正」（府令第40号）より、従来の裁縫科は裁縫及家事科に改められ、第28条に裁縫及家事科の要旨が示され、裁縫については第2項には「通常ノ衣類」の縫い方や裁ち方等が教えらえることが示された²³。第3学年と第4学年では週31時間の内3時間、第5学年と第6学年では週32時間の内7時間が裁縫及家事科に配当されることになった。第5学年から配当時数が4時間増加しているが、これは家事の内容が含まれるようになったからである²⁴。公学校における裁縫科の教材選択の基準となる「通常ノ衣類」は、台湾人が通常着用している衣類と捉えられ、実際にどのような衣類が教材として扱われていたのかは、次節以降で考察を行う。

2. 「台湾教育令」公布以降の台湾人女子教育と裁縫科

(1) 公学校の場合

1921年4月24日に「台湾公学校令廃止」（律令第6号）が発布され、同日、「公学校規則改正」（府令第75号）が発布された²⁵。本規則の第20条に裁縫及家事科について示されているが、やはり「通常ノ衣類」という表現が用いられている²⁶。裁縫及家事科として、第3学年と第4学年では週30時間の内3時間、第5学年と第6学年では7時間が配当されている。国語科に配当されている時数が多く、その差は第3

学年と第4学年では11時間、第5学年と第6学年では3時間になっていた²⁷。

1922年2月6日に新たな「台湾教育令」（勅令第20号、以下、第二次台湾教育令）が公布されたことにより、1919年に公布された「台湾教育令」（以下、第一次台湾教育令）は廃止され、台湾における教育制度は第二次台湾教育令に従うことになった。台湾人児童の中でも「国語ヲ常用スル者」については、希望により小学校への入学が可能となった²⁸。同年4月1日に発布された「台湾公立公学校規則」（府令第65号）第34条に家事及裁縫科について示されており、以降この第34条の内容に従った裁縫の教育内容が展開されていくことになる。裁縫については第2項に「裁縫ハ運針法ヨリ始メ通常ノ衣類ノ縫ヒ方、繕ヒ方、裁チ方ニ及ホシ又便宜縫ヒ方、編ミ方等ヲ授クヘシ」と示された²⁹。国語（日本語）を常用しない台湾人児童は、公学校へ入学することになるため、本項に示された「通常ノ衣類」もやはり台湾人の衣生活を基にしたものであるといえよう。裁縫及家事科は、従来とは異なり、第4学年から教えられることになった。第4学年では週29時間の内2時間、第5学年と第6学年では週31時間の内5時間が配当されている。第5学年から時数が増加しているが、これは家事の内容が含まれるからである。国語科の配当時数14時間（第4学年）から10時間（第5学年と第6学年）に比べると半分以下の時数であった³⁰。公学校においては、国語科に重点が置かれており、裁縫科や裁縫及家事科に配当された時数が国語科の時間よりも下回っていたことが特徴といえる。1904年に公学校に裁縫科が設けられて以降は、「通常ノ衣類」が教材選択の基準とされていたことが分かる。

（2）女子高等普通学校及び高等女学校の場合

1919年1月4日に公布された第一次台湾教育令（勅令第1号）を受けて台湾人女子教育機関は、台湾総督府国語学校から独立し3年制の台湾公立台北女子高等普通学校となり、台湾人女子中等教育機関の様相を呈していくことになる。同年4月20日に「台湾公立女子高等普通学校規則」（府令第47号）が発布され、第14条に「裁縫ハ通常ノ衣類ノ製作ニ関スル知識技能ヲ得シメ兼テ節約利用ノ習慣ヲ養フ」ことが要旨として示され、「裁縫ハ運針法及普通衣類ノ裁チ方、縫ヒ方、繕ヒ方ヲ授ケ用具ノ使用法及材料ノ品類、性質、価格、利用法等ヲモ会得セシムヘシ」と示された³¹。本条では、「第三附属学校規程」に示された「本島ニ於ケル通常衣服」から「通常ノ衣類」及び「普通衣類」という表現に変わっているが、第一次台湾教育令は台湾人に対する教育を対象としていることから、ここでの「通常ノ衣類」及び「普通衣服」も台湾人の衣生活が念頭に置かれているものと考えられる。女子高等普通学校では、週31時間のうち第1学年では裁縫と手芸を合わせて9時間、第2学年では10時間、第3学年では11時間となっており、第1学年以外は国語科よりも3～4時間多くの時間が配当されている。1921年4月25日には、「台湾公立女子高等普通学校官制中改正」（勅令第135号）が公布され、女子高等普通学校も高等女学校同様に州立に移管されることになった³²。

1922年に第二次台湾教育令が公布されたことを受け、台北州立台北女子高等普通学校は4年制の台北第三高女（現台北市立中山女子高級中学）へと転換することになった。台北第三高女以外にも、台中州立彰化女子高等普通学校（1919年設立）が台中州立彰化高等女学校（以下、彰化高女、現国立彰化女子高級中学）となり、台南州立台南女子高等普通学校（1921年設立）が台南州立台南第二高等女学校（以下、台南第二高女、現国立台南女子高級中学）へとそれぞれ転換している。ここに台

湾人女子教育機関を母体とする高等女学校が3校誕生したことになる。公立の高等女学校は、1945年8月15日の時点で台湾全土に計20校が設けられていたが、台湾人女子教育機関を母体とする高等女学校はこれらの3校のみであった。第二次台湾教育令の要旨のひとつに「内地の子弟に須要な高等普通教育を施す為、中学校・高等女学校及高等学校を設け、内地の中学校・高等女学校及高等学校規定にしたがふ」とあることから、高等女学校へと転換した3校も日本人が通っていた高等女学校と同じく高等女学校令に準拠することになった³³。高等女学校に一本化されたことにより、制度上では日本人か台湾人かによる別学は建前の上では解消されることになった³⁴。第二次台湾教育令の公布を受け、同年4月1日に発布された「台湾公立高等女学校規則」（府令第67号）第20条では「普通ノ衣類」の縫い方や裁ち方等が教えられることが示され、裁縫科は、第1学年から第4学年まで週28時間の内いずれも4時間が配当されていた³⁵。第20条において示された教材選択の基準は、公学校の裁縫科に関する規定に見られた「通常ノ衣類」ではなく「普通ノ衣類」とされた。以降、高等女学校の裁縫科では「普通ノ衣類」が教材として扱われることになる。

第二次台湾教育令により、中等教育以上での日本人と台湾人の共学が実施されることになったため、本条で示された教材の基準となる「普通ノ衣類」は台湾人の衣生活だけではなく、日本人の衣生活も「普通ノ衣類」の対象になったといえよう。台湾人社会において、日常的に着用されていた衣服は台湾服、洋服、和服であり、日本人の場合は、和服と洋服であったと考えられる。この「普通ノ衣類」が示す範囲こそが民族による差異を示す部分であり、後の考察で明らかにされるように日本人と台湾人を実質的に別系統とする裁縫科教育の内容や教材選択が展開されることへと繋がっていく。日本の小学校における裁縫科教育に関する研究を行っている田中陽子によれば、「通常ノ衣類」という表現は、1881年の「小学校教則綱領」（文部省達第12号）に教材選択を行う際の基準として用いられており、「教材選択の基準となった『通常^マノ衣類』は、この教科が社会的に担う実用主義的役割を背景に、日常着であることを要件とした。そのため、和服が主流の時代は和裁を教材の中心とし、洋服の流行とともに洋裁も加えられていった。」という³⁶。日常着を示す「通常ノ衣類」という表現は、公学校等における教材選択の基準として用いられ、高等女学校では「普通ノ衣類」が用いられていた。このことから、裁縫科の教材選択の基準は学校段階により異なっていたことが分かる。

第2節 公学校における裁縫科で扱われた教材

1. 「台湾公学校六個年程度裁縫科教授細目案」の場合

表1は、台湾総督府国語学校附属女学校教諭の大橋捨三郎による「台湾公学校六個年程度裁縫科教授細目案」（『台湾教育』第120号、1912年、以下、「教授細目案」）を基に作成したものである³⁷。大橋によると、「教授細目案」は公学校で行われる裁縫科教授の参考にされていたとのことである³⁸。表1から、第3～第6学年まで扱われる内容は和裁が主であり、和裁や洋裁に関わる衣服は見当たらず、全て台湾在来の衣服や附属品が作成されていたことが分かる。第4学年第2学期から裁縫科の授業の中に家事の内容（例えば洗濯の初歩）が組み込まれるようになり、第6学年第1学期には、「本学年の始めよりは、成るべくミシンの使用法一斑を授け、出来得る限りは、衫袴の縫ひ方に応用せしむるべし。」と備考に記されている。当該「教授細目案」では、裁縫、手芸、家事といった別はなく、裁縫科の中で全て

表1 「台湾公学校六個年程度裁縫科教授細目案」における裁縫科教材一覧

学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
学期	教材	教材	教材	教材
1	運針法	開脚袴 含鈴底袴 胴串袴 (男用)	和尚衫 和尚裘 裨仔 (小児用) 涎掛	袴 (女夏用) 衫 (男用)
2	運針法 縫鞋面 手巾	胴串袴 (女用) 袴 (男用) 袴 (女用)	大袴衫 (男用) 綿裨仔 (小児用) 帽仔	袂裘 綿裘
3	運針法 胴串	対面襟衫 (女内底用) 対面襟衫 (男用)	鞋 補綴法	衫 (女用上衣)

出典：大橋捨三郎「台湾公学校六個年程度裁縫科教授細目案」『台湾教育』第120号、1912年、331-334頁より作成。
注：運針法の種類も掲載されていたが、本表では割愛した。

を教える形となっていた。教材の中でも特に注意すべき点は、第5学年第1学期で扱われる和尚衫及びホエシウサア和尚裘についてである。備考欄には「右第七週の終り時間の余裕を以て、内地風小児用襦裨の、作り方、大要を口授するを便とす。是和尚衫及和尚裘は、襦裨に酷似したるを以て、後来応用せらるることもあるべく、又後日内地服裁縫の機会に遭遇せる時の、階梯ともなるべければなり。」とあり、日本の小児用襦裨と似ている台湾在来の衣服である和尚衫や和尚裘が「内地服裁縫」への「階梯」として位置づけられている。教材としては台湾服が主であるが、その中にある「内地服裁縫」や「内地風」の衣服を教材として扱う日が来ることが意識されていたことがうかがえる。「教授細目案」には、第6学年第2学期の第1週から第3週にかけて衣服の寸法や裁ち方について教えられることになっており、普通衣服の名称として、「トココア胴串、クイカア胴串袴、ハムリエヌテエ開脚袴、ホエシウサア含鈴底袴、タアトラサア袴、袖仔、和尚衫、対面襟衫、大袴衫、直裾衫、琵琶裾衫等」があげられていた。備考の一部を示せば次の通りである³⁹

此れまでは、児童自身、又は弟妹の大きさを標準となせしも、今は男女老幼寒暑等に亘りて、大体の積り方裁ち方を授くるを要す。直裾及琵琶裾は、近来流行に遠かれりと雖も、地方によりては全然らざるものあり。参考として教へ置く方可ならん。

教材については、注意事項として「三、教材は普通にして、適切なもののみを採れりと雖、家庭が材料の供給にして不十分ならば何の効もなきなり。故に予め、家庭に其の要旨を通じ置き其の準備をなさしむべく、又成るべく事情を酌量して、便宜の処置を取るべきは勿論なり。」とある。これらの記述から、流行していない衣服であっても地方によっては状況が異なるため「参考として」教えておく方が良いとされていたこと、裁縫科は、針や糸そして用布等を児童自身が用意する必要があるため、家庭の協力が得られるかどうかは重要な事柄であったことがうかがえる。教材内容を第一節で触れた1912年11月28日に発布された「公学校規則改正」(府令第40号)第28条第2項に示された教材選択の基準になる「通常ノ衣類」に照らし合わせてみると、「胴串、胴串袴、開脚袴、含鈴底袴、袴、袖仔、和尚衫、対面襟衫、大袴衫、直裾衫、琵琶裾衫等」が想定されていたといえよう⁴⁰。主要教材一覧に示された教材は全て台湾在来の衣服であり、和裁や洋裁に関わる衣服は見当たらないため、台湾人の衣生活に基づいた「教

授細目案」が考案されたものといえそうである。運針法の種類についても台湾語の読み方が漢字と片仮名を用いて示され、発音記号がふられていた。

2. 『公学校裁縫及家事科教授要目』等の場合

「公学校規則改正」(府令第40号)が1912年11月28日に発布された翌年、『公学校裁縫及家事科教授要目』(以下、『教授要目』)が台湾教育会から発行された。表2は、『教授要目』に示された教材を基に作成したものである。表2からも見て取れるように、『教授要目』の裁縫科に示された教材は台湾在来の衣服が主を成しているが、割烹着(第6学年第1学期)、「襦袢(一ツ身)」「単物(一ツ身)」(同3学期)といった和服教材も散見される。小児用前掛(第5学年第2学期)は『教授要目』に示された「裁縫製作主要衣類ノ形状参考略図」(図1)を見る限り、裾等にフリルが施されており洋服に近いデザインとなっている。小児用前掛や割烹着等については、「裁縫教授要目実施上ノ注意」として「従来無カリシモノナレドモ実用上必要ナルモノナレバナルベク製作使用スルヤウ奨励勸誘スルヲ可トス」と記されており、襦袢(一ツ身)については「教授上ノ注意」として「襦袢ハ本島ノ和尚衫仕立ニ酷似シ用途亦同様ナリサレバ非常ニ複雑ニシテ手数ヲ要スル本島風ヨリハ何時ニテモ自由ニ解キ放シ或ハ縫換へ或ハ作り換へ或ハ他ニ利用シ得ル内地裁縫ノ一斑ニ通達セシメンコト必要ナルベシ」と記されていた⁴¹。襦袢ホエンウサが和尚衫に仕立ても用途も似ているとする点は、先に触れた「教授細目案」にも見られ、両者の共通性




表2 『公学校裁縫及家事科教授要目』における裁縫科教材一覧

学年 学期	第3学年 教材	第4学年 教材	第5学年 教材	第6学年 教材
1	運針法 縫方 チョ(仮縫) ソア(並縫又グシ) 交針ソア(並縫 返シ 縫ヲ混用セルモノ) 交針チイ(返シ縫) パン(マツリ縫) チ・アム(三折紵)	小児用衣類 開脚袴 和尚衫 刺繡及ビ細工物 鞋面ノ刺繡 袋物	袴類 胴串袴(男児) 袴 裨仔(対面襟) 袋物 袋物ノ刺繡	普通衣類(女物) 大袴衫 袴 附属衣類 割烹着 涎掛 涎掛ノ刺繡及ビ製作
2	運針 (一)縫方 チェン リウ(鎖縫) (二)績方 シウ(平績及ビ マツヒ績) ビス (三)接合法 (四)縁飾 縁(イエン) 袞(クヌ) (五)紐仔 紐仔根 打紐仔 チイ紐仔 縁膝 ポア三針馬齒 ポア五針馬齒	小児用袴 含鈴底袴 袴(男児) 刺シ方 ラブ鞋底	普通衣類(単衣及ビ袷) 対面襟衫 裨仔 裨仔(大袴) 和尚袷 被袷(対面襟) 附属品 小児用前掛 袋物 袋物ノ刺繡	補綴法 補 凹補 軽 網 色紙継ギ 普通衣類(袷及ビ綿入) 袷(大袴) 綿裨仔 附属衣類(及ビ附属品) ツボン下 頭巾及ビ涎掛 帽仔及ビ鞋 小児用帽仔 女鞋
3	応用教材 鞋面 雑巾及び手巾 前掛 縁膝 ポア鱧魚骨 ポア紐仔空	胴串 手巾 手巾ノ刺繡	運針法 ミシン使用法又ハ内地裁縫ノ運針 普通衣類(男物) 袴 大袴衫 袋物 袋物ノ刺繡 写真掛ノ刺繡	運針 内地裁縫用運針 簡易ナル小児服 襦袢(一ツ身) 単物(一ツ身) (又ハ女用衫) 工夫製作 装飾品ノ工夫製作

出典：『公学校裁縫及家事科教授要目』台湾教育会、1913年、14-21頁より作成。

注：運針法に記された片仮名の部分には発音記号が付されているが、本表では割愛した。

図1 「裁縫製作主要衣類ノ形状参考略図」に示された教材

	第4学年
	第5学年
	第6学年
<p>出典：『公学校裁縫及家事科教授要目』台湾教育会、1913年より作成</p>	

を生かして「内地服裁縫」へ繋げていく「階梯」として位置づけられていた。しかし、『教授要目』では、第4学年で和尚衫を教材として扱った上で、第6学年3学期になると両者が似てはいても「内地風」の襦袢の方がいかに便利であるかといった点が強調されている。

ここで教材排列を見てみると、第5学年第1学期までは台湾在来の衣服を主として扱っているが、第2学期頃から台裁で扱う台湾服以外の教材も少しずつ取り入れられていたことが見て取れる。そして、公学校卒業を控えた第6学年第3学期に襦袢が教えられ、「内地風」の襦袢の利点が強調されるのである。もう1点注目すべき事柄は、教材には「本島」という表現は用いられておらず、教材として扱われる台湾服の名称や運針法の種類がそのまま示されているのに対し、日本のものを扱う時は「内地裁縫」というように「内地」という表現が付されている点である。「裁縫教授要目実施上ノ注意」には、「三、本要目ハ本島普通ノモノ（福建人種族間）ヲ標準トシテ編製セリ各公学校ハ土地ノ慣習ト実習トヲ酌量シテ其ノ地方ニ適切ナル教授細目ヲ編成スルヲ要ス」と記されている⁴²。このことから、学習者である台湾人女子児童にとって我々の「通常ノ衣類」が台湾在来の衣服であったため、わざわざ「本島」と明示する必要がなかったものと考えられる。一方の襦袢は、台湾人女子児童にとっては和尚衫に酷似しているとはいえ「通常ノ衣類」ではないため「内地裁縫」用の教材であることを示す必要があったのではなかろうか。言い換えれば、台湾人の「通常ノ衣類」を中心とした教材の中に日本を意識させる教材が取り入れられ始めたといえよう。「教授細目案」を作成した大橋捨三郎は、「大正二年総督府学務課の命を受けて、台湾公学校裁縫教授要目を編成した」と回顧していることから、当該『教授要目』の編成にも携わっていたことが推測される。運針並びに衣服の名称等については、「家庭との関係上猶本島語其儘に呼びなしてあつて、或る部分には内地裁縫の名称を加へてあつたのであるが、それも僅に襦袢と浴衣位の程度に止り、実際公学校方面では、和服裁縫は有名無実にすぎなかつた。」と記されている。大橋によると、1922年3月に再度台湾総督府学務課からの依頼を受け『教授要目』の改訂にも携わっていたとのことであり、改訂の際には「運

針並に衣服の本島名称を断然廃して、運針法を始め、其他全部を内地同様の呼称に改正し、且教授要目に表はれた内地服も、以前より数を加へた。」とのことである⁴³。1914年に台湾総督府から発行された『公学校教授細目』では、第6学年第1学期までは主に台湾在来の衣服が教材として扱われているが、第2学期になるとズボン下が取り入れられ、第3学期には和裁による襦袢と洋裁によるシャツが扱われている。第6学年第3学期になると台裁は行われていなかった。

1924年に台北師範学校教諭の久住栄一と藤本元次郎によって著された『公学校各科教授法全』が新高堂書店より発行された。緒言によると「本書は師範学校に於ける教授法の教科書、教員講習会や教員検定試験者の参考書として編纂したもの」とのことである⁴⁴。裁縫教材は基礎教材、構成教材、整理教材に分けられるとし、構成教材の主教材として「本島裁縫では、襦袢・小児用下襟・小児服・胴着・下着・単物・下袴・袷上衣・女晴着・内地裁縫では、襦袢・一つ身単衣・前掛・四つ身単衣等。」が記されている。そして、第5学年用の教授案の例として、袖無（裨仔）が掲載されており、第4学年第2学期で学ぶ和尚衫と対照することで両者の違いを教えることになっていたことが取扱方針として記されている。これらの教材は、「台湾公立公学校規則」（府令第65号）の第34条に示された「通常ノ衣類」の縫い方を実践する教材として示されたものであった⁴⁵。また、1929年に『台湾教育』に掲載された台北第二師範学校附属公学校の井ノロシゲによる「公学校に於ける裁縫科について（上）」には、「土地の実生活」「時代の要求」「児童の興味」に基づいた教材選択が行われていることが記されている。ここに示された教材をみると第5学年から和裁と台裁が教えられており、台裁では「寝冷え知らず、襦袢、女ズボン、女兒簡単服」が教材として扱われていた。第6学年では洋裁と台裁が教えられるようになっており、台裁では「スカート、男物上衣、女物袷上衣（大花衫）」が扱われていた⁴⁶。井ノ口は、台裁で扱う教材選択について次の様に述べている⁴⁷。

当校の環境は古亭町方面を除く外、大部分は農村に生活して質素な本島服生活をしてみます。本島服は労働に適し、且つ便利・経済・衛生等の点に於て和服に勝つてゐるのでありますから、今後もこの長所と長い間の習慣とによつて、この衣服が着用せられることは当然であります。この実用的見地から考へて、教材は質素なるものを採り本島服教材を一通り採ることにしました

制服が洋服になっていること、子どもをはじめ洋服の着用者が増えていること、和服が「一般国民の常服」となっていることから、和服の一部や簡単な洋服も取り入れたとのことである。井ノ口の記述により、教材選択には社会の動きや衣生活、児童を取り巻く環境等が関わっていたことが分かる。

3. 『公学校裁縫手芸家事科教授細目』等の場合

表3は、1933年に台湾子供世界社から発行された『公学校裁縫手芸家事科教授細目』を基に作成したものである⁴⁸。当該『公学校裁縫手芸家事科教授細目』は、台北市蓬莱公学校（現台北市蓬莱国民小学）における裁縫及家事科の研究調査に基づいて編まれたものであり、完成するに至っては、後に触れる台北第三高女教諭であり台北州の視学委員でもあった張洪氏暉が関わっている⁴⁹。第5学年と第6学年第2学期で台湾服が教材として扱われている他は、ズロースやスリッパ（第4学年）、女兒簡単服（第

5 学年)、小児洋服、自由製作のスカートやエプロン等 (共に第 6 学年) といった洋服や小児用襦袢 (第 4 学年)、和服一ツ身 (第 6 学年) といった和服も教えられていたことが分かる。このことは、台湾人女子児童の「通常ノ衣類」つまり彼女たちの衣生活の中に洋服や和服が取り入れられていたことを現しているといえよう。

1934 年には、同じく台湾子供世界社から『公学校各科学習指導の実際』が発行された。本書は、台中市幸公学校 (現台中市篤行国民小学) 校長の町田富重の研究と実践に基づいて編まれたものであり、第 5 学年と第 6 学年で台湾服が教材として扱われていた。その一方で、ズロースやシャツ (第 4 学年)、エプロン (第 5 学年) といった洋服も取り入れられ、和服は一ツ身単衣 (第 6 学年) が教材として扱われている⁵⁰。

表 3 『公学校裁縫手芸家事科教授細目』における裁縫科教材一覧

学年	第4学年	第5学年	第6学年
学期	教材	教材	教材
1	裁縫用具ノ名称及其ノ取扱法 運針ノ方法及其ノ姿勢 運針練習 各種縫ヒ方 運針応用 1.花雑巾 2.オ手玉 3.靴袋	補綴法 女児簡單服 本島服ツボン	和服一ツ身単衣
2	運針練習 縮ケ方 縮ケ方総復習 ズロース	本島服男物単衣 割烹服	小児洋服 本島服女物袷上衣
3	小児用襦袢 スリッパ	本島服女物単衣	自由製作 スカート エプロン シャツ 男物浴衣 ネビエシラズ コンビネーション

出典：台北市教育会編『公学校裁縫手芸家事科教授細目』台北、台湾子供世界社、1933年、1頁より作成

発行年が前後するが、1931 年に発行された『修訂公学校各科教授法全』(以下、『修訂版』) に示された教材は「本島裁縫では襦袢・ねびえしらず・下着・ツボン・袴・単物・袷・女晴着、内地裁縫では、一ツ身単衣・浴衣等」であり、ここでも台湾服の方が教材としては多く扱われている。第 6 学年の指導案の例として、台湾服の単衣上衣 (男物) が取り上げられている。『修訂版』には教材観について次のように記されており、教材における台湾服の位置づけを探る上で示唆深い内容となっている⁵¹。

熱帯地方の自然の要求として服装は軽便なのが尊ばれる。近来種々の衣類も着けるやうになつたがまだ本島人の大多数は本島服を用ひる。本島服は尚大に改善の余地はあるがこれに代はる理想的なものが案出されない限り且経済的であるから一般社会に愛用されるのである。本教材は特に一般的並に実用的なものを探つた。

1936年に台湾総督府から発行された『公学校裁縫手芸教授書』第4～第6学年用では、第5学年から手芸、和裁及洋裁に加えて台裁が章立てされており、男物と女物の衣服が教材として扱われていた⁵²。本島服ズボン(第5学年)と女物単衣上衣(第6学年)は児童各自の物を作製することになっていた。全体から見ると、和裁や洋裁で扱われる教材の方が多くなっている。また、「和服」という表現は用いられおらず、台湾服のみ「本島服」が付されている。同年に発行された『改訂公学校各科教授法全』では、1924年の『公学校各科教授法全』及び『修訂版』に示された構成教材で扱われる教材の種類については記されておらず、教材の種類が記されていた部分には代わって「特に注意すべきは生活改善及び実用的見地である。」とあり、「通常ノ衣類」が生活改善の文脈で取り扱われていた。「現行教授用参考書」として、先に触れた台湾総督府著作の『公学校裁縫手芸教授書』第4～第6学年用があげられている。教授案の例として第5学年の女兒単服と本島服男物単衣上衣が示されており、これらの教授案は『公学校裁縫手芸教授書』に対応したものであることが分かる⁵³。

以上の考察から、公学校の裁縫科で扱われた教材は初期の段階では台裁による台湾服が主流であったが、徐々に教えられる種類も減少していき、1936年の『公学校裁縫手芸教授書』では和裁や洋裁の方が多くなっていたことが明らかとなった。このことは、教材選択の基準となる日常着としての「通常ノ衣服」の示す範囲が時代と共に変化していったことを意味しているといえる。先に触れた田中陽子の論に従えば、台湾人の衣生活が教材にも反映されていたということになる。それは、井ノ口シゲが行った教材選択や『修訂版』に記された教材観からもうかがえる。台裁で扱われる教材には「本島」、和裁では「和服」が付されるが、洋裁で扱われる教材については、衣服の名称のみが記されていたことも明らかとなった。また、台湾服の名称も「衫」が「上衣」へ、「袴」が「ズボン」へといった変化が見られる。但し、注意しなければならない点は、1936年以降、第17代台湾総督の小林躋造により同化政策を更に推し進めた皇民化政策が打ち出されたことである。皇民化政策下において台湾服が教材として扱われていたか否かについては検討を要する。現段階で分かっていることは、1939年に台湾総督府から発行された『公学校高等科裁縫手芸教授書』第2学年用には、和裁及洋裁といった章立ては見られず、「第二篇裁縫」として婦人服と男児水兵服上衣、そして半ズボンが教材として扱われており、いずれも洋服であったということである。

学齢児童数に対して台湾人女子児童が公学校や尋常小学校に通うことができた割合は、1921年になりようやく1割を超える⁵⁴。台裁が教えられていた1936年は未だ3割に満たない状況であったことを考えると、限られた台湾人女子児童のみが学校教育で展開される台裁の裁縫技術に直接触れることができたものと考えられる。

第3節 高等女学校における裁縫科で扱われた教材

1. 台湾人女子生徒が多く在籍する高等女学校の場合

1922年の第二次台湾教育令の公布を受けて、台湾人女子教育機関であった3年制の台北女子高等普通学校、彰化女子高等普通学校、台南女子高等普通学校は、いずれも4年制の高等女学校へと転換し、それぞれ台北第三高女、彰化高女、台南第二高女へと改称する。第二次台湾教育令では、中等教育以上では日本人と台湾人の共学が実施されることになっていたことから、台湾人女子教育機関であった3校にも日本人女子生徒が入学してくるようになった。つまり、日本人という新たな教育対象が現れたこ

とになる。日本人と台湾人の共学は、教育内容にも変化をもたらすことになる。共学というと、日本人か台湾人かといった民族の別は関係なく両者とも同じ教育課程に基づき同じ授業が展開されていたように受け止められるが、実際は、一部の学科目においては日本人か台湾人かにより別内容の授業が行われていたのである⁵⁵。日本人と台湾人の共学により、女子教育上の困難な事項の一つとして国語教授等と並び裁縫科があげられていた⁵⁶。実際、台北第三高女でも「内地生に対しては和裁を主として洋裁を加へ、本島生に対しては台裁・洋裁・和裁を併修せしめて、いずれも家庭の実情に適せしめる様にした」とあることから、裁縫科では日本人と台湾人とは別の授業内容が行われていたことがうかがえる⁵⁷。例えば、台北第三高女の卒業生で1912年生まれの蘇楊珠によると「裁縫は、和裁、洋裁、台裁、それとフランス刺繍」があったとのことであり、台裁を受け持っていた教員以外は全員日本人であったという⁵⁸。また、1935年に台北第三高女に入学した施素筠（1939年卒業、第17期生）によると、裁縫の授業は和裁・台裁・洋裁の3種類の課程に分かれており、台裁のみ台湾人の教員が担当していたという⁵⁹。和裁の授業では、日本の和服を作製していた。台裁では、各種縫い方から始まり大人や子どもの一般的な衣類を作製した。洋裁は、第3学年から始まり、自分の制服を作製したりしたという。これら3種類の裁縫のうち、和裁の時間が一番多かったとのことである⁶⁰。施素筠と同期の卒業生によると、第1学年では和裁と台裁が教えられ、第2学年では洋裁が加わりミシンと手縫いの両方で行われるようになったが、第2学年の終わりには台裁が廃止され、和裁と洋裁のみが教えられることになったという。布で作られた台湾式のボタンは禁止され、すべてスナップに付け直すということが行われた⁶¹。洋裁が導入された時期に違いは見られるが、和裁・洋裁・台裁が裁縫科の中で行われていたことが分かる。台北第三高女で台裁が行われていたことは、以上の内容に加え、これまで行ってきた聞き書き調査や1936年度の『台北第三高女学校一覽』（現在職員一覽に台裁の担当として張洪氏岬の名前が記載されている）からも明らかである。蘇楊珠や施素筠らの在学中に台裁を担当していたのは、台湾人女子教員の張洪氏岬である。彼女は、台北第三高女の前身である台湾総督府国語学校附属女学校技芸科を1916年に卒業している⁶²。

次に、彰化高女における裁縫科についてである。裁縫科の実態解明に繋がる手がかりを高等女学校研究会が実施したアンケート調査結果は示してくれる⁶³。高等女学校研究会によるアンケート調査の分類は、卒業年次に基づいて行われており、それぞれ1925年型（D）は卒業年次が1926年以前、1930年型（E）は1927年から1931年、1935年型（F）は1932年から1936年、1940年型（G）は1937年から1941年、1945年型（H）は1941年以降となっている。裁縫科については、「和裁、洋裁、台湾裁縫」（1940年型）、「和裁は羽織、袴まで。台裁は中国旗袍もできます。日本刺繍、文化刺繍、編み物」（1940年型）、「本裁、洋裁、和裁共に基礎からの裁縫授業は大変役に立ちました。」（1940年型）といった記述が見られる。これらのことから、彰化高女でも和裁・洋裁・台裁が教えられていたことがうかがえる。1937年に彰化高女を卒業した鄧季春によると、彰化高女の教員は全員日本人であったが、林氏梅という台湾人の教員が一人おり、彼女が台裁を教えていたとのことである⁶⁴。また、1941年に卒業した楊双閏によると、やはり裁縫を担当していた教員以外は全員日本人であったという⁶⁵。1939年度並びに1940年度の『台中州立彰化高女学校一覽』には、囑託として裁縫を担当していた林氏梅の名前が記されているが、この時期に台裁が行われていたかどうかは明らかではない⁶⁶。林氏梅による「台湾服について（上）」「台湾服について（完）」が1932年の『家事及裁縫』に掲載されており、彰化高女で台裁を教えるだけでなく、服

装改善にも積極的に取り組んでいた様子がうかがえる⁶⁷。

台南第二高女でも、「内裁は日本人の服、本裁は本島人の服と分かれています、本島人は内裁も習います。」(1935年型)とあり、和裁と洋裁に加えて台裁が教えられていたことがうかがえる。1927年11月12日の『台湾日日新報』には、朝香宮鳩彦が台南第二高女を訪れ囑託の李氏琴が担当する第二学年の台湾服女物単衣の授業を参観したことが報じられている⁶⁸。1936年度の『台南州立台南第二高等女学校一覽』には、莊氏無嫌の名前が認められる。しかし、休職中のため担当学科目が記されていないことから、裁縫を担当していたかどうかは不明である⁶⁹。台裁に関する記述は、第三高女、彰化高女、台南第二高女以外の高等女学校では見られなかった。

以上の考察から、高等女学校において台裁が行われていたのは台湾人女子教育機関を母体とする高等女学校3校のみであり、担当していたのは台湾人女子教員であったことが明らかとなった。和裁や洋裁は日本人か台湾人かに関係なく高等女学校に通う女子生徒誰に対しても開かれたものであったのに対し、台裁を学ぶ対象とされたのは台湾人女子生徒のみであったことは特筆すべきことである。

2. 「台湾に於ける支那服教材」で扱われた教材

東京田中千代服飾専門学校(現渋谷ファッション&アート専門学校)の理事長であった田中千代が所蔵していたとされる史料の一つに「台湾に於ける支那服教材 台北第三高女支那服科教諭張洪氏昨年先生述」(作成年月不詳、以下「台湾に於ける支那服教材」)がある⁷⁰。表紙には「昭和11年まで使用。以後台湾に於いては支那服科廃止せらる」と毛筆で記されており、約26.0センチ×約38.0センチの厚紙の表紙に台湾服の製図を記したガリ版刷り用紙が大小10枚綴じられている(写真1)。ここに綴じられている教材がいつ頃のものか判断するのは困難であるが、少なくとも張洪氏昨が台北第三高女で台裁を教えていた時に用いた教材、或いはその当時の教材を再現したものであると推測される。また、表紙と綴じられている用紙の筆跡が異なることから、表紙は田中千代によるものであり、綴じられている用紙は張洪氏昨によるものと推測される。綴りの1頁目には、「本島服ノ名称」とあり縦書きで台湾服の名称と台湾語のルビと発音記号が付され、そして各台湾服に該当する日本の衣類の名称が括弧書きで記されている(写真2)。

ここに記された台湾服のうち、例えば、^{ツイキムマアサア}対襟仔衫は「本島服男物単衣上衣」として台湾総督府著作『公学校裁縫手芸教授書』第5学年用の台裁の章で扱われている。また、「本島服ノ名称」に示された台湾服の多くは、1913年に台湾教育会から発行された『公学校裁縫及家事科教授要目』に示された「裁縫製作主要衣類ノ形状参考略図」(図1)にも認めることができる⁷¹。『公学校裁縫手芸教授書』で扱われた教材が児童各自の物(本島服ズボンと女物単衣上衣)と男性物と女性物の上衣の4種類であったのに対し、「台湾に於ける支那服教材」では、子ども用から大人用の台湾服が複数扱われていた。

公学校では、児童の実生活に基づき台湾服が教材として扱われており、1936年に発行された『公学校裁縫手芸教授書』の第5学年用と第6学年用にも和裁、洋裁に加えて台裁が章立てされていた。しかし、台湾服をめぐるのは、着用を禁止する意見や物資節約の面から台湾服の改良に関する意見が誌面に見られるようになる⁷²。1939年に台湾総督府から発行された『公学校高等科裁縫手芸教授書』第2学年用では、台裁と和裁が教材として扱われておらず洋裁として婦人服(ワンピース)と男児水兵服上衣が扱われてい

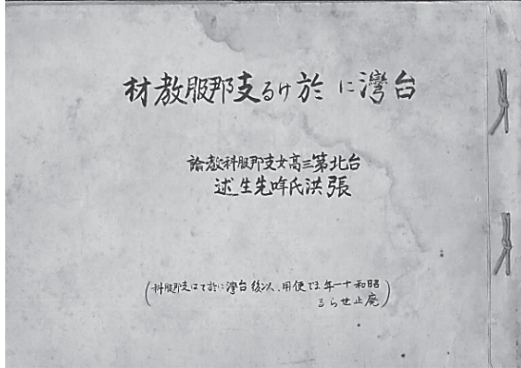


写真1 表紙

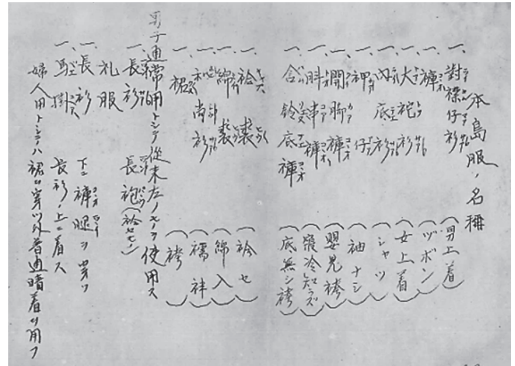


写真2 「本島服ノ名称」

(写真1及び写真2は筆者撮影)

のみであった⁷³。台湾総督府著作の教科書に描かれた挿絵に着目すると、第4期『公学校用国語読本』(1937年発行)や『公学校家事書』(1937年発行)、『公学校高等科家事書』(1938年)には台湾服が描かれていなかったことが明らかとなっている⁷⁴。

1939年度並びに1940年度の『台北第三高女学校一覧』の備考欄には「本島生ニハ四年三学期ニ台湾服裁縫ヲ課ス」とあり、記載を見る限り台裁が行われたことになっている。「現在職員一覧」には手芸と裁縫の担当として囑託の周李氏玉串の名前が明記されているが、実際に台裁を担当していたかどうかは不明である⁷⁵。『台北第三高女学校一覧』では台裁を行ったように書かれているが、皇民化政策下であったことから、学校として自粛していた可能性も浮かび上がる。一方で、「台湾に於ける支那服教材」の表紙には、1936年までこの教材が使用されたこと、それ以降は廃止されたことが記されている。台裁が行われていた時期を考える上で、台北第三高女で実際に台裁を教えていた張洪氏晔に関わる史料に記された内容が現段階では最も有力な手がかりといえる。しかし、実際に廃止されたのか、或いは自粛のまま終戦を迎えることになったのか、この点については慎重な考察が必要となる。

おわりに

以上、公学校と高等女学校においてどのような教材が扱われていたのかを裁縫科のなかでも台裁に着目して考察を行ってきた。その結果、公学校等では、「通常ノ衣類」として台湾在来の台湾服が教材の主流をなしていたことが明らかとなり、初期の段階では教材の名称にも「本島」が用いられることはなかった。それは、学習者である台湾人女子児童の衣生活である「通常ノ衣類」が台湾服を主としたものであったからだと考えられる。次第に教材に「内地」という表現が付されるようになり、「本島服」「和服」という表現へと変化していく。このことは、教材選択の基準となる「通常ノ衣類」の示す範囲の広がりとも捉えることができよう。言い換えれば、従来台湾服が中心であった台湾人女子児童生徒の衣生活の中に日本を意識させる新たな対象が教材として取り入れられていった過程ともいえる。

また、高等女学校においては1922年の第二次台湾教育令公布以降、日本人と台湾人の共学がなされた。教材選択の基準である「普通ノ衣類」により、高等女学校に通う全ての女子生徒が裁縫科で扱

教材が示された。しかし、実際は日本人か台湾人かにより別内容の授業が行われていたことから、扱われる教材も異なっていたといえる。台裁は、台湾人女子生徒のみに教えられていた。そして、台裁は台湾人女子教育機関を母体とする高等女学校において展開されたものであり、それ以外の高等女学校に進学した台湾人女子生徒たちに対して教えられることはなかった。つまり、日本人と台湾人の共学という建前の中で台裁が行われていたのである。

時系列に従って教材を検討していくことで、公学校並びに高等女学校では、少なくとも1936年までは台湾服が教材として扱われていたといえそうである。公学校と高等女学校の台裁で扱われた教材の連続性や相違点については、高等女学校の史料が不足しているため同時代の史料を比較し考察を行うことができなかった。しかし、学校段階の違いは教材選択の基準に表出していたことが明らかとなった。その基準は、公学校では日常着を示す「通常ノ衣類」、高等女学校では特定の地域の衣類に限定することなく、日常着も含んだ「普通ノ衣類」であった。公学校で扱われる台裁の教材は、時間を経るごとに減少していった。『公学校裁縫手芸教授書』では必要最小限の衣類に止まるに至ったが、「普通ノ衣類」を基準とする高等女学校では幅広い台湾服が教材として扱われていたことが「台湾に於ける支那服教材」からうかがえた。『公学校裁縫手芸教授書』で扱われた4種類の台湾服、そして「台湾に於ける支那服教材」に示された台湾服は、いずれも台湾人女子教育の中で引き継がれてきた教材であるといえよう。台湾服については、約50年にわたる日本統治期の中で台湾人の衣生活の変化と共に徐々に種類やデザイン等にも変化が見られる。そのため、教材として扱われた台湾服にも変化が生じていたと考えられる。また、1930年代半ば以降に発行された国語科や家事科の教科書の挿絵には、台湾服が描かれることはなかったが、1940年代になっても台湾人の衣生活の中に台湾服は残り続けていた⁷⁶。

国語科と裁縫科との関係、生活改善や服装改善との関わり、そして皇民化政策が行われた1936年以降に台裁で扱われた教材等の実態解明については、今後の課題として引き続き取り組んでいきたい。

注

- 1 洪郁如『近代台湾女性史』勁草書房、2001年、81-84頁。池田敏雄『台湾の家庭生活』台北、東都書籍、1944年（復刻：台北、南天書局、1994年）、204-206頁。
- 2 山本禮子『植民地台湾の高等女学校研究』多賀出版、1999年。游鑑明『日據時期台湾的女子教育』台北、国立台湾師範大学歴史研究所専刊(20)1988年。洪郁如、前掲書、2001年。
- 3 洪郁如「植民地台湾の『モダンガール』現象とファッションの政治化」伊藤るり 坂元ひろ子 タニ・E・バーロウ編『モダンガールと植民地的近代』岩波書店、2010年、261-284頁
- 4 滝澤佳奈枝「植民地台湾の公学校における裁縫教育—木下竹次の裁縫学習法を手がかりとして—」、『日本植民地・占領地教科書と「新教育に関する総合的研究～学校教育と社会教育から—』、研究代表者 北海道大学大学院教育学研究院 西尾達雄、平成22年度～平成24年度科学研究費補助金基盤研究(B) 課題番号22330307、2013年、167-181頁。同「台北州立台北第三高等女学校における裁縫科教育と女子教員の養成—国語学校附属学校時代から1920年代を中心に—」、『植民地教育史研究年報』第16号、皓星社、2014年、8-25頁
- 5 「台裁」については、本島式裁縫、本裁、台湾裁縫、台湾服裁縫、台裁等様々な表現が用いら

- れている。本稿では、1936年に台湾総督府から発行された『公学校裁縫手芸教授書』に用いられていた「台裁」の表現で統一した。但し、引用部分については原文に倣った。
- 6 大橋捨三郎「士林時代初期の造花と裁縫教授」台北第三高等女学校同窓会学友会『創立滿三十年記念誌』台北、1933年、351頁。
 - 7 台湾教育会『台湾教育沿革誌』台北、1939年（復刻：南天書局、台北、1995年）。
 - 8 同上書、708-711頁。女子分教場が設けられた当初は、国語・裁縫・手芸・造花のみが開講されていた。1897年9月に修身・算術・唱歌・習字が加えられ8教科目が教えられることになった（台北第三高等女学校同窓会学友会、前掲書、44-48頁）。
 - 9 台北第三高等女学校同窓会学友会、前掲書、302頁、547頁。
 - 10 同上書、333頁、347頁、550頁。
 - 11 所澤潤「台湾における近代初等教育創始の記録—台北市士林国民小学所蔵『八芝蘭公学校沿革誌』—」（一）『群馬大学教育実践研究』第18号、2001年、406-407頁。
 - 12 山本禮子、前掲書、19頁。
 - 13 台湾教育会、前掲『台湾教育沿革誌』、715-716頁。
 - 14 本田茂吉「在職当時の感想論談」台北第三高等女学校同窓会学友会、前掲書、313-314頁。
 - 15 大橋捨三郎「士林時代初期の造花と裁縫教授」同上書、351-352頁。
 - 16 木原豪「三十年前士林生活の回想」同上書、333頁。
 - 17 台北第三高等女学校同窓会学友会、前掲書、51-56頁。
 - 18 同上書、229頁。
 - 19 台湾教育会、前掲『台湾教育沿革誌』、247-248頁。
 - 20 同上書、259頁。
 - 21 同上書、265-266頁、271-272頁。
 - 22 同上書、278頁、282-283頁。
 - 23 同上書、299頁。
 - 24 同上書、315-316頁。
 - 25 同上書、330-331頁。
 - 26 同上書、338頁。
 - 27 同上書、347-348頁。
 - 28 同上書、108-113頁。
 - 29 同上書、358頁、368-369頁。
 - 30 同上書、379-381頁。
 - 31 同上書、828頁、830頁。
 - 32 同上書、837-842頁。
 - 33 同上書、110頁。
 - 34 「台湾教育令ニ依リ設置セル学校ノ生徒児童並卒業者ノ他ノ学校ヘ入転学ニ関スル規程」（文部省令第12号）『官報』第3196号、1923年3月29日。

- 35 台湾教育会、前掲『台湾教育沿革誌』、843 頁、849 頁、860 頁。
- 36 田中陽子「大正後半期から昭和初期小学校裁縫科教材論」『日本家庭科教育学会』第 46 巻第 3 号、2003 年、207 頁。
- 37 大橋捨三郎「台湾公学校六個年程度裁縫科教授細目案」『台湾教育』第 120 号、1912 年、23-33 頁。『台湾総督府文官職員録』台北、台湾日日新報社、1912 年 4 月現在、166 頁。
- 38 大橋捨三郎「艋舺移転後の公学校裁縫教授の研究」台北第三高等女学校同窓会学友会、前掲書、414 頁。この時の肩書は、元第三高女教諭となっている。
- 39 大橋捨三郎、前掲「台湾公学校六個年程度裁縫教授細目案」、32 頁。
- 40 前掲『台湾教育沿革誌』299 頁。
- 41 台湾教育会『公学校裁縫及家事科教授要目』台北、1913 年、12 頁、20 頁。
- 42 同上書、9 頁。
- 43 大橋捨三郎、前掲「艋舺移転後の公学校裁縫教授の研究」、414-415 頁。
- 44 山住栄一・藤本元次郎『公学校各科教授法全』台北、新高堂書店、1924 年、1 頁。
- 45 同上書、399-400 頁、403 頁。
- 46 井ノロシゲ「公学校に於ける裁縫科について（上）」『台湾教育』第 325 号、1929 年、28-31 頁。
- 47 同上、29 頁。
- 48 台北市教育委員会編『公学校裁縫手芸家事科教授細目』台北、台湾子供世界社（奥付がないため発行年月日不明）。序に「昭和八年九月二十日」とあることから、本稿では 1933 年とした。
- 49 同上書、凡例。滝澤佳奈枝、前掲論文「植民地台湾の公学校における裁縫教育—木下竹次の裁縫学習法を手がかりとして—」、172-173 頁。
- 50 町田富重『公学校各科学習指導の実際』台北、台湾子供世界社、1934 年。滝澤佳奈枝、同上論文、170-172 頁。
- 51 久住栄一・藤本元次郎共著『修訂公学校各科教授法全』台北、新高堂書店、1931 年、473-478 頁。
- 52 台湾総督府『公学校裁縫手芸教授書』第 4 学年用及び第 5 学年用、1936 年（玉川大学教育博物館所蔵）。台湾総督府『公学校裁縫手芸教授書』第 6 学年用、1936 年（東京書籍株式会社附設教科書図書館所蔵）。
- 53 久住栄一・藤本元次郎共著『改訂公学校各科教授法全』台北、新高堂書店、1936 年、467-468 頁。
- 54 游鑑明、前掲書、286 頁。
- 55 台北第三高等女学校同窓会学友会、前掲書、156 頁。台湾語科においても別内容の授業が行われており、日本人には会話を台湾人には漢文の講読が行われていた。
- 56 川上蒼村「内台人協調の楔子」『実業之台湾』第 14 巻第 5 号、1922 年、20-21 頁。
- 57 註 55 参照。
- 58 柴公也「日本統治時代の台湾生活誌（V）」『海外事情研究』第 41 巻第 1 号、2013 年、170-171 頁。
- 59 許雪姬等訪問・呉美慧記録『一輩子針線，一甲子教学；施素筠女士訪問記録』台北、中央研究院台湾史研究所、2014 年、429 頁。
- 60 同上書、123-124 頁。

- 61 台北第三高女第 17 期生K 聞き書き調査 2004 年 6 月 15 日 (於台北市内)。布製の台湾式ボタンについては、服装改善の文脈で散見される。例えば、台北州臨時情報部等「地方情報」『部報』、台湾総督府臨時情報部、1938 年、15-16 頁、国民精神総動員台北州支部『本島婦人服の改善』、1940 年、4 頁 等。洪郁如は、皇民化運動下でファッションに現れた政治的暴力の現れであるとしている (洪郁如「植民地台湾の『モダンガール』現象とファッションの政治化」前掲書、269-270 頁)。
- 62 「台湾文化を彩る本島人女性 (十) 台湾裁縫改良に独自の境地を拓く」『台湾日日新報』1930 年 6 月 14 日。
- 63 高等女学校研究会については、山本禮子「『高等女学校資料集成』刊行によせて」(『女性文化研究センター年報』第 4 号、1990 年、63-65 頁) に詳しい。高等女学校研究会プロジェクトチーム『一戦前の女子中等教育の研究—高等女学校卒業生に対するアンケート調査 NO. 5 (台湾の高等女学校の分)』、1995 年。
- 64 李健嶠総編輯『國立彰化女中九十週年校慶特刊』彰化、国立彰化女子高級中学、2009 年、318 頁、672 頁。『昭和 15 年度台中州立彰化高等女学校一覧』。
- 65 柴公也「日本統治時代の台湾生活誌 (Ⅲ)」『海外事情研究』第 40 巻第 1 号、2012 年、155 頁。
- 66 李健嶠総編輯、前掲書、654 頁。『昭和 14 年度台中州立彰化高等女学校一覧表』。
- 67 林氏梅「台湾服について (上)」『家事及裁縫』第 6 巻 2 月号、1932 年、129-134 頁。林氏梅「台湾服について (完)」『家事及裁縫』第 6 巻 3 月号、1932 年、126-128 頁。
- 68 「奉迎気分にあつる旧都台南に於ける御巡覧」『台湾日日新報』1927 年 11 月 12 日。宮崎健三『朝香久邇両宮殿下奉迎記』台北：太陽通信台湾支社、1928 年、86-87 頁。
- 69 『昭和十一年度台南州立台南第二高等女学校一覧』。莊氏無嫌の名前があるが休職中となっている。莊氏無嫌は、1928 年 4 月に奈良女子高等師範学校家事科に入学し 1932 年 3 月に卒業した後、台南第二高女に赴任している。1935 年には広島文理科大学に入学するため再来日している (奈良女子大学アジア・ジェンダー文化学術センター編『奈良女子高等師範学校とアジアの留学生』、2014 年、238-241 頁)。そのため、休職中と記載されているものと考えられる。
- 70 本史料は古書店より入手し、筆者が所有している。
- 71 台湾教育会、前掲『公学校裁縫及家事科教授要目』、1913 年。
- 72 「民風作興会で湾服を絶対禁止」『台湾日日新報』、1937 年 9 月 30 日。「市場商人達が皇民化運動—国語常用と台湾服禁止」『台湾日日新報』1937 年 10 月 10 日。一記者「公学校女生徒の裁縫問題」『台湾婦人界』1937 年、20-22 頁。また、『枋橋公学校・板橋公学校沿革誌』(奥付が無いため発行年月等不詳) には「1936 年 11 月 2 日 本日ヨリ全児童ニ校内ニテ台湾服着用ヲ絶対ニ禁止ス」とある。
- 73 現段階では『公学校高等科裁縫手芸教授書』第 1 学年用は未確認。
- 74 加藤春城「公学校国語読本巻一、巻二編纂要旨 (上)」『台湾教育』第 373 号、1933 年、115-117 頁。滝澤佳奈枝「日本統治期台湾の公学校における家事教科書と国定教科書の比較—衣服教材に着目して—」『人間文化創成科学論叢』第 19 号、2017 年、195-205 頁。同「公学校高等科家

- 事教科書と国定教科書の比較—和服・洋服・台湾服に着目して—『人間文化創成科学論叢』第20号、2018年、145-153頁。
- 75 『昭和15年度台北州立台北第三高等女学校一覧』
- 76 立石鐵臣「本島人女性の服装 夏の街頭に見る」『民俗台湾』第1巻3号、1941年、29-30頁。